

令和5年度

習志野市一般廃棄物処理実施計画

## 目 次

1	実施計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	一般廃棄物の排出の状況	1
	(1) 計画区域	1
	(2) 一般廃棄物の減量目標値	1
4	一般廃棄物の処理主体及び処理方法	2
5	一般廃棄物の処理計画	3
	(1) ごみ処理実施計画	3
	1) ごみの排出抑制・再資源化計画	3
	【1】排出抑制の方法	3
	【2】再資源化の方法及び量	8
	2) 収集・運搬計画	9
	【1】収集・運搬する廃棄物の排出方法、収集回数・方法、計画量	9
	【2】排出禁止物	10
	【3】市民の義務に関して	12
	【4】収集区域の範囲	12
	3) 中間処理計画	13
	【1】搬入される廃棄物の搬入者別の内訳	13
	【2】残渣の量及び処分方法	14
	4) 最終処分計画	14
	5) 現有施設の状況	15
	【1】焼却（溶融）処理施設	15
	【2】粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設	15
	【3】一般廃棄物の減量化・資源化啓発・リサイクル活動推進施設	15
	(2) 生活排水処理実施計画	16
	1) 生活排水(水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。) 処理計画	16
	2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	16
	【1】し尿・浄化槽汚泥の計画量	16
	【2】し尿・浄化槽汚泥の処理主体	16
	【3】し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画	16
	3) 中間処理計画	16

## 1 実施計画の趣旨

習志野市一般廃棄物処理実施計画（以下、「実施計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3並びに習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定により策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、習志野市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）に定められた内容について、当該年度に取り組む具体的な施策を定めるものとします。

## 3 一般廃棄物の排出の状況

### （1）計画区域

習志野市全域とする。

### （2）一般廃棄物の減量目標値

基本計画の減量目標を目標値とします。家庭系ごみ、事業系ごみのそれぞれに対して、年度ごとに排出抑制によるごみ排出量の減量と再生利用の推進によるごみ処理・処分量の削減を考慮して設定しています。

区 分		令和5年度 目標値	平成31(令和元)年度 実績値
家庭系一般廃棄物		37,464 t	37,856 t
収集 ごみ	燃えるごみ	29,733 t	30,063 t
	燃えないごみ	1,160 t	1,144 t
	粗大ごみ	387 t	419 t
	有害ごみ	129 t	112 t
	資源物	5,006 t	4,995 t
搬入 ごみ	燃えるごみ	64 t	69 t
	燃えないごみ	19 t	15 t
	粗大ごみ	966 t	1,039 t
事業系一般廃棄物		15,558 t	15,372 t
団体回収		2,255 t	2,217 t
合 計		55,277 t	55,455 t
生活排水一般廃棄物		3,880 k l	4,103 k l
	し尿	380 k l	507 k l
	浄化槽汚泥	3,500 k l	3,596 k l

※ 実績値は、令和4年3月策定の「習志野市一般廃棄物処理基本計画」において、最新の発生量（実績値）を平成31（令和元）年度としているため、本実施計画もこれを採用しています。

#### 4 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

一般廃棄物の種類		収集運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系一般廃棄物	燃えるごみ	市（委託） 排出者(直接搬入)	市(直営)	溶融処理	市（委託）	埋め立て
	燃えないごみ	市（直営） 排出者(直接搬入)	市（直営） 市（委託）	溶融処理 資源化		
	粗大ごみ	市（委託） 排出者(直接搬入)	市（直営） 市（委託）	溶融処理 資源化		
	有害ごみ	市（直営） 排出者(直接搬入)	市（委託）	資源化		
	資源物	市（委託） 排出者(直接搬入)	市（委託） 再資源化事業者等	資源化	—	—
事業系一般廃棄物	燃えるごみ	市（委託） 排出者(直接搬入) 許可業者	市(直営)	溶融処理	市（委託）	埋め立て
	燃えないごみ		市（直営） 市（委託）	溶融処理 資源化		
	粗大ごみ		市（直営） 市（委託）	溶融処理 資源化		
	資源物		市（委託） 再資源化事業者等	資源化	—	—
し尿		市（委託）	船橋市 （委託）	主処理:膜分離高 負荷脱窒素処理	—	—
浄化槽汚泥		許可業者		膜分離高負荷生 物脱窒素処理方 式+高度処理		

注) 清掃工場の運転は委託

注) し尿及び浄化槽汚泥は船橋市西浦処理場で処理（令和4年4月1日より）

## 5 一般廃棄物の処理計画

循環型社会の実現を目指し、環境負荷の少ないごみ処理体系を市民・事業者・市が一体となって形成することを目指します。

### (1) ごみ処理実施計画

#### 1) ごみの排出抑制・再資源化

##### 【1】排出抑制の方法

##### <1>再生利用率の向上

施 策		具体的内容
①	家庭系ごみの受益者負担制度を構築し、導入に向けた検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理の現状について、市民への周知を継続し、受益者負担制度の構築に向けた検討を進めます。</li> <li>家庭系ごみの受益者負担制度の構築の検討にあたっては市民と対話しながら、制度の効果を検証し、取組を進めます。</li> </ul>
②	ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックごみの分別について、国、千葉県の動向に注視し、清掃工場の更新の基本的方向性も加味し、対応を継続します。</li> </ul>
③	ペットボトルのネット袋収集の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度に導入したネット袋収集について、その周知を徹底します。</li> <li>排出状況の見える化により、適正排出の促進を促します。</li> </ul>

##### <2>排出ルールの徹底

施 策		具体的内容
①	家庭系ごみの受益者負担制度を構築し、導入に向けた検討を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭系ごみの受益者負担制度の構築の検討にあたっては、近隣他市の導入状況の調査など基礎的な検討を進めており、引き続き、本市に相応しい制度の調査・検討を進めます。</li> </ul>
②	ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙やホームページ、ごみの分け方・出し方冊子、町会・自治会等への回覧等による情報発信を行う。これに加え、環境美化推進員に対して、ごみの分別、減量、資源化の必要性を啓発します。</li> <li>新たな情報発信のツールとして、デジタル技術を活用してアプリの導入などの検討を進めます。</li> </ul>
③	ペットボトルのネット袋収集の徹底	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度に導入したネット袋収集について、その周知を徹底します。</li> <li>排出状況の見える化により、適正排出の促進を促します。</li> </ul>

継続して取り組む施策

<1> 減量化・資源化の推進

ア 発生抑制

施 策		具体的内容
①	過剰包装の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページによる情報発信及びポスターの掲出を行います。</li> <li>・ 事業者に対して、過剰包装の抑制に協力いただくよう啓発を行います。</li> <li>・ 機会をとらえ、国、千葉県を通じ拡大生産者責任を訴えていきます。</li> </ul>
②	大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型店等の協力のもと、店内放送で3Rの啓発放送を行います。</li> <li>・ 習志野商工会議所等を通じ、様々な情報交換・情報共有を行っていきます。</li> </ul>
③	事業系ごみの手数料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭系ごみの受益者負担制度の構築の検討と併せ、事業系ごみの手数料の見直しを検討します。</li> </ul>
④	食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対して、食品ロスの現状の周知を徹底し、ごみ減量化につなげます。</li> <li>・ 習志野商工会議所等と連携をとり、地域での取り組みについて検討を進めます。</li> </ul>

イ 再使用

施 策		具体的内容
①	従来の中3Rのうち、より環境負荷の軽減につながるReuse（再使用）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Reduce（ごみ減量）と併せて Reuse（再使用）の必要性について市民に周知し、排出抑制の意識を高めます。</li> </ul>

ウ 再生利用

施 策		具体的内容
①	体験教室を通じた再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもだけでなく、大人に対しても積極的にアプローチし、実際にごみやリサイクルの触れる機会を通じ、市全体で環境教育を進めます。</li> </ul>
②	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来を見据え、Reduce（ごみ減量）や Reuse（再使用）の大切さを市民に周知し、環境負荷が小さいものの購入の必要性を訴えます。</li> </ul>
③	バイオマスエネルギーの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃工場の更新の基本的方向性も加味しながら、本市にとって有効なバイオマスエネルギーの活用についての検討を継続します。</li> </ul>
④	プラスチックごみの再生利用	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチックごみの分別について、国、千葉県の動向に注視し、清掃工場の更新の基本的方向性も加味し、対応を継続します。</li> </ul>

<2>市民・事業者・市の3者協働

ア 市民の役割に関して

施 策		具体的内容
①	分別排出の徹底	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ、ごみの分け方・出し方冊子、町会・自治会等への回覧等による情報発信を行う。これに加え、環境美化推進員に対して、ごみの分別、減量、資源化の必要性を啓発します。</li> <li>・ 新たな情報発信のツールとして、デジタル技術を活用してアプリの導入などの検討を進めます。</li> </ul>
②	リサイクル活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価物回収運動を推進し、運動に対して奨励金を交付します。</li> <li>・ 有価物回収運動以外にも、身近にできるリサイクルも啓発します。</li> </ul>

イ 事業者の役割に関して

施 策		具体的内容
①	事業所における減量化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多量排出事業者に対し、減量化・資源化計画書の提出を通じてごみの減量化・資源化への自主的な取組を促進します。</li> </ul>
②	事業系ごみのリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多量排出事業所の現地調査を行い、計画に基づく取組が行われているかを確認します。また、中小事業者に対して、ごみの分別や排出についての啓発・指導、清掃工場での搬入物の調査を行います。</li> </ul>

ウ 市の役割に関して

施 策		具体的内容
①	分別・ごみ減量・資源化にかかる啓発の推進	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ、ごみの分け方・出し方冊子、町会・自治会等への回覧等による情報発信を行う。これに加え、環境美化推進員に対して、ごみの分別、減量、資源化の必要性を啓発します。</li> <li>・ 新たな情報発信のツールとして、デジタル技術を活用してアプリの導入などの検討を進めます。</li> </ul>
②	ごみの減量化・リサイクルの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみに係る本市の状況と併せ、現状基本計画の3つの基本方針である、 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境負荷の少ない循環型社会の構築</li> <li>2. 適正処理の推進</li> <li>3. ごみ処理に対する受益者負担の制度導入) の必要性</li> </ol> を丁寧に説明し、ごみの減量化や各施策を啓発し、ごみの減量化、リサイクルの推進を進めます。 </li> </ul>
③	有価物回収運動奨励金、補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価物回収運動を行った町会・自治会等に奨励金を交付し、回収事業者に対しては補助金を交付します。</li> </ul>
④	庁内に対して本市における清掃行政の現状の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン購入の推進、マイバックや分別排出の必要性を認識してもらうことは当然のこととして、ごみに係る現状、清掃工場の現状、生活排水の状況の共有を促進します。</li> <li>・ 清掃工場の更新の基本的方向性については、財政的な面だけでなく、全市的な重要事項であることの啓発を進めます。</li> </ul>
⑤	環境美化活動にかかる地域との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連合町会長から組織された「習志野市をきれいにする会」を中心に、連合町会の協力も得て、環境美化活動を実施します。</li> </ul>
⑥	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国では循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた規制など様々な法の整備が行われました。</li> <li>・ 現在は、食品ロスやプラスチックごみへの対応が新たな課題となっており、国をあげての取組も必要となっています。</li> <li>・ これらを考慮し、国、千葉県の動向に注視しながら、本市にとって適切な時期に、条例の改正を行います。</li> </ul>

### ＜3＞適正な処理の実施

#### ア 収集・運搬

施 策		具体的内容
①	ごみ集積所の設置等に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅分譲業者等に対して、開発行為の事前協議等の場面で指導を行うとともに、集積所の新設・変更・廃止についての協議を行います。</li> </ul>
②	集積所の適正な管理等に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適正排出が確認された集積所に対して指導を行うとともに、不法投棄禁止の看板の提供などを行い、集積所の管理者による適正な管理を支援します。</li> </ul>
③	効率的な自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別搬出指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年5月より家庭ごみの自己搬入に対して、インターネットによる予約制度を導入し、効率化を図りました。今後も引き続き、予約制の周知徹底を行います。</li> </ul>
④	環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃工場の更新の基本的方向性を加味して、本市に適した対応を検討します。</li> </ul>
⑤	運搬許可業者への適正指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な収集・運搬が行われるよう指導を継続します。</li> </ul>

#### イ 中間処理

施 策		具体的内容
①	クリーンセンターの効率的運営と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>芝園清掃工場及びリサイクルプラザ（前処理施設・再生施設）の適正な維持管理を行います。また、処理の状況をホームページや環境基本計画等で公表します。</li> </ul>
②	スラグ・メタルのリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの溶融処理に伴い副次的に発生するスラグ・メタルを再資源化します。</li> </ul>
③	サーマルリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみを焼却（溶融）する際に発生する熱エネルギーを利用して発電し、工場で使用すると共に、余剰電力の売電を行います。</li> <li>それ以外は、工場内の設備で余熱利用しています。</li> </ul>
④	リサイクルプラザからの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正なごみの分別、ごみの減量化や資源化の必要性を積極的に案内・啓発します。</li> </ul>
⑤	不燃物再選別による資源回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>不燃物の再選別を行い、不燃物に含まれている資源の回収を行います。</li> </ul>
⑥	ストックヤードの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃工場の更新の基本的方向性を加味し、資源物の貯留施設の容量不足等に対応するため、本市に適したストックヤードの整備についての検討を継続します。</li> </ul>
⑦	災害時の廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃工場の更新の基本的方向性を加味し、必要に応じ見直しを行います。</li> </ul>

## ウ 最終処分

施 策		具体的内容
①	最終処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>スラグ・メタルの再資源化を行うとともに、ごみの減量に取り組むことで、最終処分量の削減を図ります。</li> </ul>
②	最終処分用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク分散のため、最終処分場を安定的に確保します。</li> </ul>

## <4>その他

施 策		具体的内容
①	芝園清掃工場及びリサイクルプラザの延命化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>「芝園清掃工場長寿命化計画」及び「クリーンセンター個別施設長寿命化計画」に基づき、定期的な整備や点検を行うとともに、施設の耐用年数を延伸することを目的とした基幹的設備・機器の更新等を行います。</li> </ul>

## 【2】再資源化の方法

区 分	内 容
燃えないごみ 粗大ごみ	リサイクルプラザで選別等を行い、事業者が再資源化します。
ビン・缶	リサイクルプラザで磁力選別・手選別・圧縮等を行い、事業者が再資源化します。
ペットボトル	リサイクルプラザで選別・圧縮等を行い、事業者が再資源化します。
新聞・チラシ 雑誌・雑紙 段ボール 飲料用紙パック 古着類	直接問屋に搬入し、事業者が再資源化します。
食品用白色発泡トレイ	クリーンセンターに搬入し、事業者が再資源化します。
有害ごみ	電池・蛍光管は選別し、事業者が再資源化します。
有価物回収	アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類、再利用ビン、雑ビン、カレットを町会やPTAなどの登録団体が回収し、資源回収業者に引渡します。その後、事業者が再資源化します。

2) 収集・運搬計画

【1】収集・運搬する廃棄物の排出方法、収集回数・方法

区分	主な品目	排出方法	収集回数・方法	
燃えるごみ	生ごみ・紙類(資源物以外)・ぼろ布・食用油・ビニール・プラスチック・ゴム・皮革製品・木の枝・衛生用品・発泡スチロールなど可燃性のもの	市指定のごみ袋または透明・半透明の袋	週3回 ごみ集積所にて収集	
燃えないごみ	金属類・陶磁器類・ガラス・傘・刃物・鏡・白熱灯・小型家電製品※・電気コード・掃除機・汚れの落ちないビン、など、不燃性のもの	※ 小型家電製品の一部は、専用回収ボックスにおいて拠点回収	月2回 ごみ集積所にて収集	
粗大ごみ	たて、よこ、高さのいずれか一辺が50cm以上のもの	1.電話・インターネットによる申込み後、粗大ごみ処理券を購入・貼付し、指定日に指定場所に出す。 2.インターネットで事前予約の上、直接清掃工場へ搬入	その都度、指定場所にて収集	
有害ごみ	蛍光灯・水銀体温計・乾電池・カセット式ガスボンベ・スプレー缶・ライター・アスベストを含む家庭用品	品目ごとに透明・半透明の袋	月1回 ごみ集積所にて収集	
資源物	ビン	無色・茶色・その他の色の飲料用及び食料用ビン等	透明・半透明の袋で一緒に排出 ※ 一部地域において、缶は専用ネット袋で排出	
	缶	飲食用缶(アルミ・スチール)		
	ペットボトル	飲料等の容器		
	古紙類	新聞・チラシ		新聞・チラシ
		雑誌・雑紙		書籍・週刊誌・カタログ・菓子箱・包装紙・メモ紙など
		段ボール		段ボール
		飲料用紙パック		牛乳・ジュース等の紙パック(内側がアルミ箔の物は除く)
	古着類	シャツ・トレーナー・ズボン・スカート等の衣類		専用のネット袋へキャップと共に排出。 ※ 令和4年度より市内全域で実施
食品用白色発泡トレイ	食品用の白色発泡トレイ	透明・半透明の袋	常設の回収箱(専用ボックス)	公民館等での拠点回収

【2】排出禁止物

<集積所等に排出してはならないもの>

区 分		品 目
①	特別管理一般廃棄物に指定されている物	PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物
②	有毒性物質を含む物	農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性の物質、強アルカリ性の物質
③	危険性のある物	揮発油（ガソリン、塗料等）、灯油、ガスボンベ、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
④	著しく悪臭を発する物	汚物
⑤	容積、重量又は長さが著しく大きい物	鍵盤楽器（ピアノ、電子ピアノ、オルガン等）、耐火金庫、建物設備（浴槽、便器、太陽熱温水器等）、建築廃材、大型健康器具、電動スポーツ用品（トレーニングマシン、マッサージチェア等）、強化プラスチック製品（バンパー、カウル、エアロパーツ等）
⑥	市で処理できない物	コンクリート製品（ブロック、ガラ等）、レンガ、かわら、タイル、土、砂、石、大型木材、エアコンディショナー、テレビジョン受信機（ブラウン管式のもの、液晶式のもの（電源として一時電池又は蓄電池を使用しないもの）及びプラズマ式のもの）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機、廃タイヤ、パーソナルコンピュータ本体及びモニター又はディスプレイ、油圧式器具、エンジン、原動機付自転車並びに自動二輪車

<集積所等に排出してはならないものの処理方法>

	品 目	処理方法
①	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象４品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者が購入店等で引取りを依頼するか、自ら指定引取り場所に持ち込む。又は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼する。
②	パソコン（デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、CRT又は液晶ディスプレイ一体型パソコン）	排出者がメーカーに回収を依頼、または本市が協定を締結した「小型家電リサイクル法」の認定業者による宅配便の無料回収サービスに依頼する。なお、上記を含め回収が困難なパソコンの場合は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する。
③	自動二輪車（原動機付き自転車を含む）	二輪車リサイクルシステムに基づき、排出者が廃棄二輪車取扱店に収集を依頼するか、持ち込む。又は、指定引取場所に持ち込む。
④	消火器	消火器リサイクルシステムに基づき、排出者が特定窓口（販売代理店等）に引取りを依頼するか、特定窓口や指定引取り場所（メーカー営業所等）に持ち込む。又は、郵送で回収を依頼する。
⑤	ガソリン、灯油	ガソリンスタンド等の販売店又は専門業者に排出者が引取りを依頼する。
⑥	自動車・オートバイ部品（バッテリー、タイヤ、ホイール等）	カーショップなどの販売店又は専門業者に排出者が処理を依頼する。
⑦	ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く） 農薬などの薬品	販売店、メーカー、専門業者等に排出者が処理を依頼する。
⑧	引越し等により一時的に多量に発生する廃棄物	習志野市クリーンセンターへ搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼する。ただし、いずれの場合も同センターの受け入れ基準に従うものとする。
⑨	その他の排出禁止物	排出者が自ら処理するか、専門業者又は購入店・販売店に引取りを依頼する等適正に処理する。

【3】市民の義務に関して

集積所利用者は、廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発生しないようにするとともに、集積所を常に清潔にする努力義務があることを周知します。

【4】収集区域の範囲

	地 区	燃えるごみ 週3回	燃えないごみ 月2回	資源物 週1回	有害ごみ 月1回
あ	秋津	月・水・金	第1・第3 土	木	第2 土
い	泉町	火・木・土	第1・第3 月	金	第2 月
お	大久保1・2丁目	火・木・土	第1・第3 金	月	第2 金
	大久保3・4丁目	火・木・土	第1・第3 月	水	第2 月
か	香澄	月・水・金	第2・第4 火	土	第1 火
	奏の杜	月・水・金	第1・第3 木	火	第2 木
さ	鷺沼	月・水・金	第2・第4 土	木	第1 土
	鷺沼台	火・木・土	第1・第3 金	月	第2 金
し	新栄	火・木・土	第2・第4 月	水	第1 月
そ	袖ヶ浦	月・水・金	第1・第3 火	木	第2 火
つ	津田沼1・2・3丁目	月・水・金	第2・第4 火	土	第1 火
	津田沼4・5・6・7丁目	月・水・金	第1・第3 土	木	第2 土
は	花咲	火・木・土	第2・第4 水	月	第1 水
ひ	東習志野1・2・3丁目	火・木・土	第2・第4 水	金	第1 水
	東習志野4・5・6・7・8丁目	火・木・土	第1・第3 水	金	第2 水
ふ	藤崎	月・水・金	第2・第4 木	土	第1 木
み	実籾	火・木・土	第2・第4 月	水	第1 月
	実籾本郷	火・木・土	第2・第4 月	水	第1 月
も	本大久保	火・木・土	第2・第4 金	月	第1 金
や	屋敷	火・木・土	第1・第3 月	水	第2 月
	谷津1・2・3・4・7丁目	月・水・金	第1・第3 木	火	第2 木
	谷津5・6丁目	月・水・金	第2・第4 土	火	第1 土
	谷津町	月・水・金	第2・第4 土	火	第1 土

### 3) 中間処理計画

#### 【1】搬入される廃棄物の搬入者別の内訳

##### I. 家庭系一般廃棄物

区 分		搬入者	搬入施設	処理方法等
燃えるごみ		市 (委託) 排出者	芝園清掃工場 (市施設)	溶融処理を行い、その際に発生する熱エネルギーを利用して発電し、工場で使用する。余った電気は、売電します。
燃えないごみ		市 (直営) 排出者	リサイクルプラザ (市施設)	金属類を選別し、資源化を行います。処理残渣は清掃工場で溶融処理します。
粗大ごみ		市 (委託) 排出者		金属類を選別し、資源化を行います。処理残渣は清掃工場で溶融処理します。
有害ごみ		市 (直営) 排出者		水銀等が含まれているものは、クリーンセンターで一時保管後、専門業者が処理・再資源化します。
資源物	ビン・缶	市 (委託) 排出者		無色・茶色・その他色に選別し、資源化を行います。
	ペットボトル			スチールとアルミに選別し、資源化を行います。
			異物等を除去し、資源化を行います。	

※ 古紙（新聞・チラシ、段ボール、雑誌・雑紙、飲料用紙パック）・古着類は、再資源化事業者へ直接引き渡します。

##### II. 事業系一般廃棄物

区 分		搬入者	搬入施設	処理方法等
燃えるごみ		市 (委託) 許可業者 排出者	芝園清掃工場 (市施設)	溶融処理を行い、その際に発生する熱エネルギーを利用して発電し、清掃工場で使用する。余った電気は、売電します。
燃えないごみ			リサイクルプラザ (市施設)	金属類を選別し、資源化を行います。処理残渣は清掃工場で溶融処理します。
粗大ごみ				金属類を選別し、資源化を行います。処理残渣は清掃工場で溶融処理します。
資源物				選別及び再資源化事業者へ引き渡します。

【2】残渣の量及び処分方法

区分	処理主体	搬出先	計分量	処理方法等
溶融 飛灰	市 (委託)	(株)ウィズウェイストジャパン (青森県三戸郡三戸町)	600t	最終処分場で埋立て処理
		グリーンフィル小坂(株) (秋田県鹿角郡小坂町)	908t	最終処分場で埋立て処理
		(株)エコス米沢 (山形県米沢市)	50t	最終処分場で埋立て処理
		メルテックいわき(株) (福島県いわき市)	30t	中間処理施設で再資源化

4) 最終処分計画

最終処分場名	所在地	埋立地面積	全体容量
三戸ウェイストパーク	青森県三戸郡 三戸町	83,200m <sup>2</sup>	1,664,000m <sup>3</sup>
グリーンフィル小坂	秋田県鹿角郡 小坂町	91,400m <sup>2</sup>	2,700,000m <sup>3</sup>
(株)エコス米沢	山形県米沢市	31,600m <sup>2</sup>	360,611m <sup>3</sup>

5) 現有施設の状況

【1】焼却（溶融）処理施設

施設名	芝園清掃工場
所在地	習志野市芝園3丁目2番1号
処理能力	219 t/日 (73 t/日×3炉)
処理方法	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
稼働年月	平成14年11月

【2】粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設

施設名	リサイクルプラザ（前処理施設）
所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
処理能力	49.65 t/5h （可燃性粗大 15.65t/5h、不燃性粗大・不燃ごみ 19.05t/5h、ペットボトル 4.85t/5h、ビン・缶 10.1t/5h）
処理方法	破碎および選別（手選別を含む）
稼働年月	平成8年4月

【3】一般廃棄物の減量化・資源化啓発・リサイクル活動推進施設

施設名	リサイクルプラザ（再生施設）
所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
設置室	再生室 再生品保管室 リサイクル作業室 会議室・研修室 掲示・ロビーコーナー
稼働年月	平成8年6月

(2) 生活排水処理実施計画

生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。）処理計画

	区域	人口	処理主体	
			収集・運搬	処理・処分
水洗化・生活雑排水処理人口	全市域	174,584人	—	市

※ 人口は、基本計画の計画処理区域内常住人口は、「市推計補正值」とします。

し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿の収集・運搬は、市が委託した業者が行い、浄化槽汚泥の収集・運搬については、市が収集・運搬を許可した業者により行います。

【1】し尿・浄化槽汚泥の計画量

種類	計画排出量
し尿	400kl
浄化槽汚泥	3,600kl
合計	4,000kl

【2】し尿・浄化槽汚泥の処理主体

	区域	処理主体	
		収集・運搬	処理・処分
し尿	全市域	市（委託）	船橋市
浄化槽汚泥	全市域	許可業者	船橋市

【3】し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画

種類	収集回数		収集の方法
	定期	月1回	
し尿	臨時	随時	バキュームカーによる汲み取り
	定期	月1回	
浄化槽汚泥	定期清掃時		バキュームカーによる汲み取り

中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、船橋市西浦処理場に搬入し、その処理を委託により行います。

処理施設の概要（令和4年4月1日より船橋市で処理開始）

施設名	船橋市西浦処理場
所在地	船橋市西浦1丁目4番1号
処理能力	81,000m <sup>3</sup> /日
処理方法	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理
稼働年月	平成11年4月